

持続可能な施設運営にご協力ください

## 10月から公共施設等の使用料が変わります

岡本所財政課 ☎25 - 2111内線330

近年の賃金上昇や物価高騰などにより、公共施設等の維持管理に掛かる費用が増えています。これからも安定してサービスを維持するとともに、利用状況に応じた公平な負担を目指すため、施設等の使用料を見直します。将来にわたって安全・安心に施設を利用していただくための見直しです。ご理解とご協力をお願いします。

### ■改定時期

令和8年10月1日☉から

### ■料金

施設ごとに改定内容が異なります。市HPまたは各施設でご確認ください



### ■対象施設

コミュニティセンター  
運動施設・観光施設  
図書館・文化施設  
斎場・墓園  
駐車場・病院施設 など



開かれた市政を

## 令和7年度審議会等公開及び意見公募の実績

岡本所総務課 ☎25 - 2111内線314

市では、市政への市民参画や市政の透明化を目指し、審議会等の公開や市が作成した計画等に対する意見公募（パブリック・コメント）を行っています。令和7年度の実績をお知らせします。

### 【審議会等公開】

担当	審議会等の回数	内、公開された回数
市長部局	58	52
教育委員会	8	7
荘内病院	1	1
合計	67	60

### 【意見公募】

担当	公募件数	寄せられた意見の数
市長部局	10	104
教育委員会	2	21
合計	12	125

## 令和7年度情報公開・個人情報保護の開示状況

岡本所総務課 ☎25 - 2111内線314、市議会事務局 ☎35 - 1908

令和7年度の情報公開及び個人情報保護の開示状況をお知らせします。

監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は請求件数が0件のため掲載していません。

1つの開示請求に対し複数の決定が行われる場合があるため、請求の件数と決定等の件数は一致しません。

### 【情報公開】

( )内は対象の公文書数

	開示請求件数	開示決定等の件数			審査請求件数
		全部開示	部分開示	不開示	
合計	56	31(165)	40(1,121)	17	0
内訳	①市長部局…41 ②教育委員会…4 ③選挙管理委員会…2 ④消防…5 ⑤議会…4	①21(119) ②2(34) ③ - ④5(5) ⑤3(7)	①33(986) ②4(56) ③2(44) ④1(35) ⑤ -	①12 ②3(-) ③ - ④1(-) ⑤1(-)	

### 【個人情報保護】

	開示請求件数	開示決定等の件数			審査請求件数
		全部開示	部分開示	不開示	
合計	3	3(5)	1(5)	-	0
内訳	①市長部局…1 ②病院事業管理者…2 ③議会…0	①1(1) ②2(4) ③ -	① - ②1(5) ③ -	① - ② - ③ -	0

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課  
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

鶴岡の未来について市長と話そう！

# 「みらい創造ミーティング」参加者募集

問本所総務課 ☎35 - 1117

鶴岡の未来について市長と語り合う「みらい創造ミーティング」を開催します。

テーマは「私たちが描く10年後の“つるおか”、デザイン」。各回で指定する「子育て」「移住」「観光」などの分野の方と意見交換を行います。

第1回は、「子育て」について語り合います。

日 7月11日 ⊕ 午後2時30分（1時間30分程度）

場 にこ♥ふる

対 就学前のお子さんを子育て中の方5人～6人（内、  
公募による参加は1人～2人）

申 6月15日 ⊕ まで市HPで

他 託児サービスあり（要申込み）

市HP



市政

協議会・審議会等の公募  
委員募集

▼児童福祉審議会（子ども・子育て会議） 対 次の全てに該当する方 ①7月1日現在で18歳以上 ②児童の保護者または児童福祉事業従事者 ■任期令和10年6月まで 申 6月15日 ⊕ まで応募理由等を記した申込書を子育て推進課（にこ♥ふる） ☎26・0173へ  
▼市介護保険運営協議会兼市地域包括支援センター運営協議会 対 市内在住の18歳以上の方4人以内 ■任期 令和10年3月まで 申 6月22日 ⊕ まで本所長寿介護課 ☎35・1277へ  
▼廃棄物減量等推進審議会 対 次の全てに該当する方1人 ①8月1日現在で18歳以上 ②市内の事業所等に勤務し、その代表として参加可能 申 7月1日 ⊕ まで環境政策課（つるおかエコファイア内） ☎22・2848へ  
▼共通 対 平日に開催する会議に出席可能な方。地方公共団体の議会の議員及び公務員は対象外

健康・福祉

個別特定健診が始まりました

日 6月1日 ⊕ ～ 9月30日 ⊕ の開院日

場 市内医療機関 対 昭和32年4月1日以前に生まれた方（市が実施する人間ドックや集団健診と重複して受けられません） 対 特定健診受診券、マイナ保険証・資格確認書 問 健康課（にこ♥ふる） ☎25・2731 他 医療機関に予約し、受診してください

重度心身障害(児)者医療証  
更新のお知らせ

現在医療証をお持ちの方については、  
受給資格要件、所得要件の確認を行い、  
対象となる場合は6月30日 ⊕ までに医療証をお送りします。

心身障害児療育支援活動に  
助成します

対 心身障害児療育支援を行う団体や個人 対 障害児の地域福祉・在宅福祉の推進を目的とする事業、療育に関する調査・研究・研修 ■助成額 対象経費の4分の3以内 申 6月26日 ⊕ まで本所福祉課 ☎35・1273へ

完全予約制  
耳や手足の不自由な方のための巡回相談

日 7月1日 ⊕ 午後1時～3時 場 にこ

♥ふる 対 18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方（聴覚のみ）、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）  
■相談科目 聴覚、肢体（手帳をお持ちの方）各6人 対 身分証明書、身体障害者手帳（交付済みの方） 申 6月22日 ⊕ ～ 25日 ⊕ に本所福祉課 ☎35・1273またはFAX 25・9500へ

通話で相談や安否確認等ができる機器の設置  
あんしん見守りコールの支援

対 一人暮らしの本人または本人と同居の家族全員が次のいずれかに該当する世帯 ①おおむね65歳以上で、基本チェックリストに該当する・要支援または要介護認定を受けている・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を持っている ②障害者で、身体障害者手帳1級・2級を所持している・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を持っている 申 高齢者：各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ 障害のある方：本所福祉課 ☎35・1273または各地域庁舎地域づくり推進課へ

民生委員・児童委員  
委嘱のお知らせ

困りごとなど気軽に相談ください。  
次の方が委嘱されました。（敬称略）  
▽第6学区：高崎清子（大西町南）

▽京田地区：佐藤守（安丹・林崎）  
 岡本所福祉課 ☎35・1252

**一人暮らし高齢者等への寝具類の洗濯・乾燥・消毒サービス**

【次の全てに該当する方】 ①おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 ②市民税非課税世帯 ③寝具類の衛生管理が困難 ④基本チェックリストに該当する、要支援または要介護認定を受けている 【困市が委託した業者が寝具（掛布団・敷布団・毛布・マットレス）を洗濯・乾燥・消毒。1人年2回、1回につき3点まで ■自己負担 費用の1割相当 ■利用可能期間 鶴岡：7月・12月 羽黒・藤島：10月・3月 櫛引・朝日：9月・2月 温海：8月・1月 申各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

**福祉医療証（身・子・親）をお持ちの方へ**

▽県外の医療機関を受診した場合は医療機関窓口での助成は受けられません。受診後、申請により医療費の払戻しを受けられます 【領収書、資格確認書等、福祉医療証、通帳（未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの）、窓口に来る方の本人確認書類】 ▼健康保険が変わったら手続きが必要です 【新しい資格確認書等、福祉医療証、窓口に来る方の本人確認書類

▼限度額適用認定証 入院等で医療費が高額になるときは、事前に保険者に限度額適用認定証の申請を行い、医療機関に提示してください。所得により、食事代も軽減される場合があります。 【各医療保険者（市〈国民健康保険〉、各健康保険組合等）

▼共通 岡本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

**交付物が変わる方がいます 後期高齢者医療制度**

同制度に加入している方の内、85歳未満でマイナ保険証の利用実績が一定以上ある方に対し、「資格情報のお知らせ」を交付します。

その他の方にはこれまでと同様、令和9年7月末まで使用できる「資格確認書」を交付します。 【資格確認書】を交付します。 各交付物は7月下旬に送付します。 岡本所国保年金課 ☎35・1292

**後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます**

同保険料率は2年ごとに見直しを行っています。また子ども・子育て支援納付金分（子ども分）が上乘せされます。令和8年・9年度は次のとおりです。

- ▼医療分 ■所得割合 9・63%
- 均等割額 5万2、500円 ■賦課限度額 年85万円
- ▼子ども分 ■所得割合 0・25%
- 均等割額 1、373円 ■賦課限

度額 年2万1、000円 岡本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

**あなたのまちや職場に出張します 介護保険出前教室**

介護が必要な状態になっても適切に介護保険サービスを利用し、本人も家族も安心して前向きに暮らせるよう、介護保険について分かりやすくお伝えします。

【5人以上のグループ（地域住民、各種団体、職域など）】 【介護保険サービスの種類、職域など】 【介護保険サービスの種類、利用方法、利用料と保険料など】 【開催希望日の1か月前まで本所長寿介護課 ☎35・1277 へ 他市HP

**目の不自由な方に 図書館での対面朗読**

視覚障害等で本や雑誌等を読むのが困難な方に対面朗読を行っています。 【利用時間 1回あたり1時間30分以内（月2回まで） 申図書館本館 ☎25・2525

**税・年金**

**6月10日に郵送する市・県民税納税通知書をご確認ください**

6月10日④に市・県民税納税通知書を発送します。令和8年度の市・県民税は昨年中の所得を基に計算され、今

年1月1日に住民登録があった市区町村で課税されます。

【普通徴収及び公的年金からの特別徴収の方】 岡本所課税課 ☎35・1169 他市HP・ライン

▼市・県民税等、市税の納付は口座振替をお勧めします 納付書払いから口座振替に変更したい方は、市が指定した金融機関で手続きできます。また納付書払いの方は、金融機関・コンビニ、一部のスマートフォン決済アプリ、eL・QRで納付できます。年金からの特別徴収の方は、口座振替や納付書払いには変更できません。

**保険料の未納・免除期間等がある方へ 国民年金に任意加入できます**

60歳までに保険料の未納・免除期間がある方は、60歳以降でも任意加入して不足分の保険料を納めることができます。ただし、厚生年金・共済組合加入者及び高齢基礎年金の繰上げ受給者は任意加入できません。

岡鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

**生活**

**鶴岡・藤島墓園の利用者を募集します（3区画）**

【次の全てに該当する方】 ▽本市に住

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課  
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

民登録がある ▽自宅等に納骨する場所がない ▽使用許可後1年以内に墓碑等を建て、焼骨を埋蔵できる ■募集区画・永代使用料・管理料年額(今年度分はその9か月分) ▽鶴岡墓園(4㎡)：1区画・15万5,000円  
・3,600円(6㎡)：1区画・23万円・4,800円 ▽藤島墓園(6㎡)：1区画・20万円・3,150円  
■6月1日⑨～15日⑩に本所市民課 ☎35・1194へ ⑨抽せん会(日)6月25日⑩午前10時 ⑪市役所本所)

### 農薬の適正使用に努めましょう

農薬を使用するときは、使用基準の確認や適正な保管・処分を行いましゅう。また散布時は風向きに注意し、周辺のは場や住宅地等への飛散防止を徹底してください。

■本所農政課 ☎35・1295または各地域庁舎産業建設課へ



### 事業系ごみはごみステーションには出せません

会社や商店、飲食店、医院、農林漁業などの事業活動で生じたごみは、次の区分ごとに、事業者自らの責任で適正に処理する必要があります。

▼事業系一般廃棄物 紙くずやせん定枝、生ごみなどは、市のごみ焼却施設に直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください

(どちらも有料)。施設に搬入する場合は、中身が確認できる透明または半透明の袋に入れてください。

▼産業廃棄物 廃プラスチック類や金属くず、ガラスくずなどは、産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください(有料)。

■環境政策課 ☎22・2848



### 浄化槽の保守点検・清掃、法定検査を受けましょう

浄化槽をお持ちの方(浄化槽管理者)は、浄化槽保守点検業者による保守点検や、許可業者による清掃のほか、県の指定検査機関(山形県水質保全協会 ☎0237・48・2469)による年1回の法定検査を受けることが義務付けられています。

■下水道部下水道課 ☎25・5860

### ヒトスジシマ蚊の対策をしましょう

▽小さな水たまりで繁殖するので、容器類や古タイヤ、植木鉢の受け皿、おもちゃ等に雨水がたまらないよう、除去・清掃する ▽定期的に草を刈るなど、蚊が潜む場所をなくす ▽屋外での作業時は、長袖・長ズボンを着用し、防虫用品を使用する

■健康課(にこふる) ☎35・0146

### 生活応援商品券の使用期限は6月30日(火)です

市内の中小・小規模事業者の店舗

(大手チェーン店・コンビニ・ドラッグストア等は対象外)で使用できる商品券です。会計の際に現金と同じように使えますが、おつりは出ません。使用可能な店舗一覧等はHPで確認できます。



期限を過ぎてからは使用できませんので、忘れずに使用してください。

▼参加事業者の皆様へ 換金手続きの締切は7月15日⑩必着

■本所生活応援商品券事務室 ☎26・7253

### その他

#### 7月3日(金)午後2時に津波情報伝達訓練を実施します

津波の発生に備えて訓練を実施します。訓練当日は、津波警報のサイレンやアナウンスの放送に加え、市全域で携帯電話に緊急速報メールが送信されます。災害と間違えないように注意してください。

■本所防災安全課 ☎35・1204

#### 土地売買の際は地価公示価格を参考に

地価公示とは、県内の都市計画区域内から標準的な用途の土地を選び、その適正な価格を公表するものです。売買対象地の条件と比較すれば、その土地のおおよその適正価格が分かります。地価公示書は、本所土木課 ☎35・1

424または各地域庁舎産業建設課で閲覧でき、県HPでも公開しています。

#### 鶴岡産木材を使用した『つるおか住宅』の新築に補助します

■補助額 一般枠：20万円 移住・新婚・子育て枠：25万円 中心市街地枠：50万円 ■募集期間 前期：6月26日(金)まで 後期：8月3日(日)～12月25日(金) ■本所建築課 ☎35・1428



#### 日本赤十字社鶴岡市地区会員加入にご協力ください

6月・7月の会員増強運動月間中、会員加入と会費の増収に向けて活動しますのでご協力ください。市HPで決算・活動報告を公開しています。

■本所福祉課 ☎35・1252



#### 県内に就職する東京圏の大学生の就活を支援 地方就職支援金

■対象経費 ①内定企業に係る採用面接または試験会場までの往復交通費(補助上限1万1,900円) ②市内への移転のために引っ越し業者・運送業者に支払った費用(補助上限8万1,500円) ■来年2月26日(金)まで本所商工課 ☎35・0633へ

